

特216

715

產業報國叢書第二輯

產業報國會規約事例集

產業報國聯盟



始



特 216
715

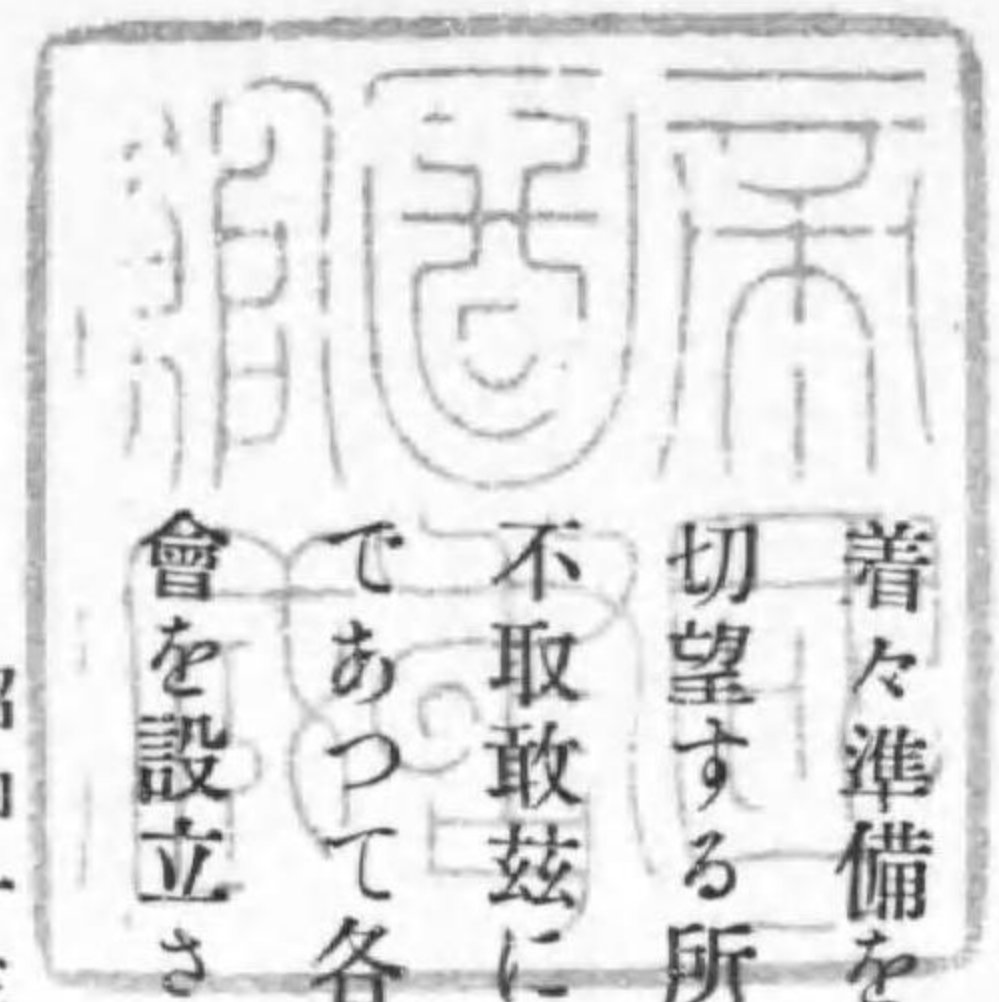
はしがき

産業報國運動は今や全国的に展開され産業報國會も日々その數を加へつゝあることは國家のため慶賀に堪えざる所である。

未だ産業報國會の設置を見ざる所に於てもその組織に就き熱心に研究を積み着々準備を進めつゝある。名實兼備の産業報國會が生れることは本聯盟として切望する所であり手許にある資料の中比較的形の整つたものを選び参考として不取敢茲に産業報國叢書第二輯として出版することにした。是は飽くまで参考であつて各企業に於てはその特殊性を考慮し以て名實共に整備したる産業報國會を設立されんことを庶幾ふ次第である。

昭和十三年十二月一日

産業報國聯盟事務局



目次

はしがき

一、産業報國會規約例

- 1、産業報國聯盟案……………一
- イ、規約例……………一
- ロ、産業報國會規約作成上の注意事項……………三
- 2、名古屋紡績懇談會標準案……………五
- 3、富士瓦斯紡績株式會社纖維報國會規約……………七
- 4、豊田紡績産業報國會規約……………九
- 5、合資會社大島本店産業報國懇談會會則……………二
- 6、株式會社服部商店工場○産業報國會會則……………四
- 7、大日本兵器株式會社産業報國會規約……………七
- 8、三菱重工業株式會社産業報國會規約……………九

イ、規	約	一九
ロ、工場委員會規則		二〇
ハ、工場委員會規則施行細則		二二
ニ、工場委員會に就て		二七
ホ、職員懇談會覺		二九
9、浦賀船渠株式會社産業報國會規約		三〇
10、岡本工業産業報國會規約		三三
11、カノエ産業報國會規約		三六
12、株式會社稻越鑄造所産業報國會規約		四三
13、ライオンスレート産業報國會規約		四六
14、 <small>神島人造肥料株式會社 同化學工業株式會社</small> 神島工場産業報國會規約		五一
15、帝國食品産業報國會規約		五五
16、い志や足袋工場親交會規約		六一
17、人吉町産業報國會規約		六二
18、東京市電氣局産業報國會		六四

イ、東京市電氣局産業報國會に関する市訓令	六四	
ロ、規	則	六五
産業報國聯盟創立趣意書	七一	
イ、綱	領	七二
ロ、規	約	七三
ハ、産業報國聯盟役員		七四

一、産業報國會規約例

1、産業報國聯盟案

イ、規約例

綱領

- 一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す
- 一、我等産業人は産業は資本經營勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り従業員の福祉を圖り従業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規約

- 第一條 本會は○○産業報國會と稱す
- 第二條 本會は○○會社の社長以下役員、職員及勞務者の全員を以て組織す
- 第三條 本會は綱領を體して會員相互の意思疏通を圖り事業の發展に協力し會員の福祉を増進し勞資一體産業報國の實を

擧ぐることを以て目的とす

第四條

本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
- 一、能率増進、待遇、福利、共濟其他の問題に付意思疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項に關する懇談會の開催
- 一、教養、體育、衛生、共濟、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
- 一、其他本會の目的を達成する爲必要なる事項

第五條

本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 若干名
- 一、委員 若干名
- 一、幹事 若干名

第六條

會長には當會社々長之に當る

副會長は會員中より會長之を指名す

委員は職員及勞務者中より定め會長之を指名す

幹事は職員及勞務者中より會長之を指名す

第七條

役員任期は〇年とし重任を妨げず但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第八條

本會の事業遂行上必要ある場合には別に部會を設け又は特別委員を置くことを得

第九條

本會の經費は會員の掛金、會社の寄附金其他の收入を以て之に充つ

第十條

本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

ロ、産業報國會規約作成上の注意事項

本規約例は規約中の骨子となるべき重要な點を示したるものなり。詳細の點は、個々の事業場の實情に應じて適宜決定すべきものなり。

一、綱領及社是 冒頭に綱領（社是ある場合は綱領と共に社是をも）掲ぐるを可とす。綱領は産業報國聯盟のものを掲げられたし。

二、名稱 名稱は産業報國會なる名稱を使用するか又は名稱中に産業報國なる文字を使用せられたし。

三、組織 産業報國會の會員は重役、職員及勞務者等事業に従事せる全員を以て組織す。

支店工場、支店鑛業所等の如きに在りては、工場長又は鑛業所長以下従業員全員を以て組織し、會長も工場長又は鑛業所長之に當るも可なるべし。社長を會長とし工場長又は鑛業所長を副會長とするは一層適當なるべし。

尙事情に依りては一地方又は一町内の事業者従業員合同して産業報國會を設置するも差支へなし。

四、事業 規約例中第四條第一項及第二項は必ず行ふ事を要するも、第三項は會社の規模、事業の種類に依り必ずしも一律を期し難かるべきを以て、差當り簡易にして多くの經費を要せざる事項より着手し漸次完璧を期するも可なるべし。

五、産業報國會と既存諸機關との關係

既存機關は産業報國會の一翼として、事業の一部を擔當するを可とす。物心兩面より産業報國の實を擧ぐる趣旨より各種の福利施設は可及的に産業報國會に於て統一するを可とす。

産業報國會と既存諸機關との關係を例示すれば左の如し。

○○産業
 報國會
 工場(鑛山)懇談會
 親陸養濟會
 修養會
 共濟會
 國民精神總動員實踐會
 安委員會
 健康保險組合
 貯蓄防組
 工場防組
 國職員俱樂部
 工職員俱樂部
 國職員俱樂部
 國職員俱樂部

- 六、役員 役員の種別は個々の事情に依つて本規約例に定めたるものゝ外適宜定むれば可なり。場合に依りては顧問又は參與制度を設くるも差支へなかるべし。
- 七、委員の決定 委員の決定方法は事業上の事情により適宜定むれば可なり。例へば既存機關(健康保險組合、共濟組合等)の委員を之に充つる場合もあるべく、新に選出する場合もあるべし。要は産業報國精神に基き會内の秩序を保持し、従業員の意思の疏通するやう運用するに適當なるものを決定するを本旨とす。
- 八、懇談會 懇談の爲の委員會は定時並隨時に成るべく屢々開催するを可とす。
- 九、審議方法 各種の委員會の議事等に就ては工場の實情に適當するやう運用すべきものなるも、本會の精神が勞資一體産業報國の實を擧ぐるに在るに鑑み、委員會の議を定むるに當つても必ずしも多數決に依るを要せず、會員双方の隔意なき懇談熟議を遂げ完全なる理解と協力とを實現するやう努められたし。要は從來の對立觀念に基く單なる協調的意思疏通に非ずして勞資一體産業報國の精神に悖らざるやう運用せられたし。
- 一〇、經費 一般の經費及懇談會の費用は會社にて之を負擔し福利施設の如き多額の費用を要するものに就ては一部を會員の負擔と爲すも可なるべし。
- 一一、規約運用上の細目規程 實際の運用に當り重要事項に就ては之を委員會に諮る如くするは意思疏通上肝要なるべし。

2. 名古屋紡績懇談會標準案

- 第一條 本會は某産業報國會と稱す。
- 第二條 本會は某株式會社の社長以下役員、職員及勞務者の全員を以て組織す
- 第三條 本會は綱領並に社是を體して會員相互の意思疏通を圖り和衷協同事業の發展に盡力し會員の福祉を増進し渾然一體となり産業報國の實を擧ぐることを以て目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ
 - 一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
 - 一、能率増進、待遇、福利、共濟其他の問題に付意思疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項に關する懇談會の開催
 - 一、教養、體育、衛生、共濟、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
 - 一、其他本會の目的を達成する爲必要なる事項
- 第五條 本會に左の役員を置く
 - 一、會長 一名
 - 一、副會長 若干名
 - 一、委員 若干名
 - 一、幹事 若干名
- 第六條 會長には當會社々長之に當る
副會長は會員中より會長之を指名す

委員は職員及勞務者中より定め會長之を選定す
幹事は委員中より會長之を指名す

第七條 役員は任期は會長、副會長を除き二年とし重任を妨げず但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第八條 本會の事業遂行上必要ある場合には別に部會を設け又は特別委員を置くことを得

第九條 左記諸團體は本會の事業とし必要ある場合は更に機關を設くる事を得

工場安全委員會	工場防護團	出征軍人後援會
國民貯蓄報國會	體育獎勵會	購買會
住宅會	室長會	白百合會
健康保險組合	青年學校	在郷軍人分會
國防婦人會		

第十條 左記諸機關は本會と常に緊密なる聯絡を保ち本會の目的達成に協力するものとす

第十一條 懇談會は必要に應じ之を開催す

第十二條 懇談會は完全なる理解と協力とを實現するため隔意なき懇談熟議を遂ぐるものとす

第十三條 本會の經費は會員の掛金、會社の寄附金其他の收入を以て之に充つ

第十四條 本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

以上

3、富士瓦斯紡績株式會社纖維報國會規約

綱 領

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す

一、我等産業人は産業は資本、經營、勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者は至誠以て經營指導の任に當り從業員の福祉を圖り從業員は忠實に其職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

社 是 (四大鐵則)

一、深く其の責任を感じ忠實且愉快に業務に勉勵し

一、人時及物の無駄を排除し100%の活動を爲し

一、各機關の連絡を有効且つ敏活にし統制の完全を期し

一、何事も形式にこだわらず實果を收むること

規 約

第一條 本會は富士瓦斯紡績株式會社纖維報國會と稱す

第二條 本會は重役、職員、及勞務者の全員を以て組織す

第三條 本會は綱領及社是を體して會員相互の意思の疏通を圖り事業の發展に協力し會員の福祉を増進し勞資一體組織報國の實を擧ぐることを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
- 一、能率増進、待遇、福利、共濟、其他の問題に就き意思疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項に關する懇談會の開催
- 一、教養、體育、衛生、共濟、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
- 一、其他本會の目的を達成する爲必要なる事項

第五條 本會には本部及支部を置く

第六條 本部は之を本社に設け左の役員を置く

- 一、會長 一名 一、副會長 若干名 一、委員 若干名

第七條 會長は専務取締役之に當る

副會長は常勤重役中より又本部委員は職員中より會長之を指名す

第八條 支部は之を工場及出張所に設け左の役員を置く

- 一、支部長 一名 一、委員 若干名

第九條 支部長は工場長又は出張所長を以てし支部委員は支部長の推薦者中より會長之を指名す

第十條 會長は本會を代表し會務を總理す會長事故あるときは會長の指名したる副會長會務を代行す

會長は會務の一部を支部長に代行せしむ支部長事故あるときは支部長の指名したる支部委員會務を代行す

第十一條 會長は本部、支部長は支部に於て必要ある場合は委員中より常任委員若干名を指名することあるべし

第十二條 役員は名譽職とす

役員は任期は一年とし重任を妨げず但し補缺者の任期は前任者の殘存期間とす

第十三條 第四條の事項を遂行する爲必要ある場合は別に部會を設け又は實行委員を置くことあるべし

第十四條 會長は隨時本部委員會を開催す

第十五條 支部長は毎月一回以上支部委員會を開催す

支部委員會は工場内各種團體の中軸となり常に之と有機的連絡を保ち目的の達成を期すべし

支部長は支部委員會議事録及月度會計報告書を作製し毎月之を會長に提出すべし

第十六條 會長は毎年六月十二月に支部長を本部に召集し本會の總會を開催す但し總會附議事項は其都度會長之を決定す

第十七條 本會の經費は會員會費及會社の寄附金に依り之を支辨す

第十八條 本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

附 則

第十九條 本規約は昭和十三年十一月一日より之を實施す

以上

4、豊田紡織産業報國會々則

綱 領

我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し産業は資本、經營、勤勞三者の有機的に結合せる一體なることに深く思を致し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り従業員の福祉を圖り従業員は

忠實に其の職分を盡し和親協力社業の健全なる發展に努め以て國家の興隆に貢獻し産業報國の實を擧げ誓て皇運を扶翼し奉らんことを期す

社 是

故豊田佐吉翁の遺志を體し

- 一、上下一致至誠業務に服し産業報國の實を擧ぐべし
- 一、研究と創造に心を致し常に時流に先んずべし
- 一、華美を戒め質實剛健たるべし
- 一、溫情友愛の精神を發揮し家庭的美風を作興すべし
- 一、神佛を尊崇し報國感謝の生活を爲すべし

會 則

第一條 本會は豊田紡織産業報國會と稱す

第二條 本會は豊田紡織株式會社々長以下重役、職員及勞務者の全員を以て組織す

第三條 本會は綱領並に社是を體して會員相互の意志疏通を圖り和衷協同事業の發展に盡力し會員の福祉を増進し渾然一體となり産業報國の實を擧ぐるを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲め左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養する爲め必要なる事項

一、産業報國精神を基調とする能率増進、待遇、福利、共濟其の他の問題に付意志疏通の實を擧ぐる爲め必要なる事項に關する懇談會の開催

一、産業報國精神を基調とする教養、體育、衛生、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項

一、其の他本會の目的を達成する爲め必要なる事項

第五條 本會は本社に本部を各工場に支部を置く

第六條 本部に左の役員を置く

會 長	一 名
副 會 長	若 干 名
理 事	若 干 名 (内専務理事一名)
委 員	若 干 名

第七條 會長には社長之に當る。副會長は重役中より會長之を指名す。理事は本社職員中より會長之を指名す。委員は本社職員及支部役員中より會長之を指名す

第八條 支部に左の役員を置く

支 部 長	一 名
幹 事	若 干 名 (内常任幹事一名)
委 員	若 干 名

第九條 支部長には工場長之に當る。幹事は委員中より支部長之を指名す。委員は其工場の職員、勞務者中より支部長之を選任す

第十條 會長、副會長、支部長を除き役員の任期は二年とし重任を妨げず、但し補缺者の任期は前任者の殘任期とす

第十一條 本部は各支部の統一を圖り本部と支部との連絡を緊密にするものとす

第十二條 本會の事業遂行上必要ある場合は別に部會を設け又は特別委員を設くることを得

第十三條 懇談會は本部懇談會、支部懇談會に分ち必要に應じ開催し懇談事項は之を記録し置くものとす

第十四條 懇談會は完全なる理解と協力とを實現する爲め隔意なき懇談熟議を遂ぐるものとす

第十五條 支部内に於ける福利施設は左記部門に分ち本部に於て認めたる機關をして其の全部又は一部を行はしむ

- 一、教養部
- 二、體育部
- 三、安全部
- 四、防護部
- 五、慶弔部
- 六、娛樂慰安部
- 七、出征軍人後援部
- 八、報國貯蓄部

第十六條 左記諸機關は本會と常に緊密なる聯絡を保ち本會の目的達成に協力するものとす

一、健康保險組合

二、在郷軍人分會

三、國防婦人分會

四、青年 學校

第十七條 本會の經費は事業の種類に依り會社の寄附金、會費、其の他の收入を以て之に充つ

第十八條 本會則運用上必要なる事項は會長別に之を定む

5、合資會社大島本店産業報國懇談會々則

第一條 本會は勞資一體産業報國の精神を具現するため事業主従業員双方が隔意なき懇談協議を遂げ相互の完全なる理解と協力とを實現するを以て目的とす

第二條 本會は合資會社大島本店産業報國懇談會と稱す

第三條 本會は合資會社大島本店事業主及び従業員を以て組織す

第四條 本會の事務所は合資會社大島本店工場内に置く

第五條 本會は第一條の目的を達するため左の事業を行ふ

- 1、能率増進
 - 2、待遇改善
 - 3、保健衛生
 - 4、福利共濟
 - 5、教育修養
- 以上五項目の實行徹底のため

イ、印刷物配布 ロ、座談會（懇談協議） ハ、其他以上の趣旨の普及涵養を圖る事
第六條 本會に左の役員を置く

會 長	一 名	副 會 長	一 名
理 事	五 名	委 員	十 五 名

第七條 本會の役員は無報酬とす

第八條 會長は事業主副會長は社員大島新藏を以て之に充て理事は會長之を委囑す 理事中より一名を會長の指名に依り常務理事とし山下一一を以て之に充て委員は従業員中より互選す

第九條 會長は本會を代表し其の事務を統理す

副會長は會長を補佐し會長の差支の際は代理す

理事は會長の旨を承け事務を處理す

委員は會長の諮問に應へ又は意見を開陳する事を得

第十條 理事の任期は當工場在勤中を以て原則とす

委員の任期は一ケ年とす但し轉職其の他の理由に依り改任の必要生じたる場合は會長に於て之を行ふことを得

第十一條 本會は毎月一回以上會合し會務に關する事項の打合せをなす但し必要に應じ臨時懇談會を行ふ事あるべし
第十二條 本會の經費は大島本店より支出す
第十三條 本會則實施上必要な細則は懇談會の決議を経て會長之を定むるものとす

附 則

本會則は昭和十三年八月 日より之を實施す

6、株式會社服部商店〇〇工場産業報國會々則

綱 領

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す

一、我等産業人は産業は資本經營勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し「事業者は至誠を以て經營指導の任に當り従業員の福祉を圖り従業員は忠實に其の職分を盡し」事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規 約

第一條 本會は株式會社服部商店〇〇工場産業報國會と稱す

第二條 本會は當工場の職員、勞務者の全員を以て組織す

第三條 本會は綱領を體して會員相互の意志疏通を圖り和衷協力以て事業の發展に努め會員の福祉を増進し産業報國の實

を擧ぐるを目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

一、産業報國精神を涵養する爲必要な事項
一、生産の合理化、待遇、福利、共濟其の他の問題に就き意志疏通の實を擧ぐる爲必要な事項に關する懇談會の開催

一、修養、體育、保健衛生、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項

一、其の他本會の目的を達成する爲必要な事項

第五條 本會に左の役員を置く

一、會 長	一 名
一、副 會 長	一 名
一、委 員	若 干 名
一、幹 事	若 干 名

第六條 會長には當會社工務部重役之に當り副會長には工場長を充つ 委員は第九條に掲ぐる諸機關の役員に諮り會長之を選定す

幹事は委員中より定め會長之を指名す

第七條 役員は任期は會長、副會長を除き二年とし重任を妨げず但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第八條 本會の事業遂行上必要ある場合には別に部會を設け又は特別委員を置くことを得

第九條 左の諸機關は本會の事業とし必要ある場合は更に他の機關を設くることを得

出征軍人後援會 國民貯蓄組合 工場防護團

國防婦人會 工場安全委員會 男、女役付茶話會
 男子通勤工茶話會 男子寄宿工茶話會 男、女室長會
 國民精神總動員運動實踐會 女子修技會（生花と點茶、裁縫、割烹等）修養會 職員會 住宅會
 第十條 本會は左記諸機關と常に緊密なる聯絡を保ち本會の目的達成の爲に協力するものとす
 在郷軍人分會 青年學校 健康保健組合

第十一條 懇談會は必要に應じ之を開催す

第十二條 懇談會は完全なる理解と協力を實現する爲隔意なき懇談熟議を遂ぐるものとす

第十三條 本會の經費は當工場の負擔とす但し必要あるときは會員より會費を徴收することあるべし

第十四條 本會規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

細則要項

一、第五條に定むる委員たるべきものは勤続二年以上にして男子は二十歳女子は十八歳以上とし委員中少くとも三分の一は職員より選定し幹事は委員たる各部主任及一般委員中より選定を爲すこと
 各工場の委員、幹事數は左に依ること

縣別	委員	幹事
愛知 熱田	二十八名	六名
三重 松阪	二十八名	六名
福井 福井	二十名	四名
愛知 櫻田	十六名	四名
同 古知野	十二名	四名

- 同 小牧 八名 二名
- 會長は本會を統轄し副會長は會長を補佐代理を爲し幹事は會務を處理すること 必要あるときは書記を置くことを得
 - 第九條に掲ぐる諸機關には會則又は要綱を定むること
 - 懇談會の開催は會長之を定むること
 - 懇談會の協議事項は記録の上保存のこと
 - 其の他必要なる事項に就ては其の都度定むること

7、大日本兵器株式會社産業報國會規約

綱領

- 本會々員は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全會員の協力に依り産業報國の實を擧げ以て無窮の皇運を扶翼し奉らんことを期す
- 本會々員は産業は資本經營勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し至誠各々其の職分を盡し事業一家の成果を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規約

- 本會は大日本兵器株式會社産業報國會と稱す
- 本會は大日本兵器株式會社の社長以下役員及全勤務員を以て組織し事務所を大日本兵器株式會社富岡兵器製作所及湘南工機製作所内に置く

第三條 本會は綱領を體して會員相互の意志疏通を圖り事業の發展に協力し併て會員の福祉を増進し以て全員一體産業報國の實を擧ぐるを目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
- 一、能率増進、待遇、福利、共濟其の他の問題に就き意志疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項に關する懇談會の開催
- 一、教養、體育、衛生、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
- 一、其他本會の目的を達成する爲必要なる事項

第五條 本會に左の役員及顧問を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 二名
- 一、理事 若干名
- 一、委員 若干名
- 一、顧問 若干名

第六條 會長には當會社長、副會長には富岡兵器製作所長及湘南工機製作所長之に當る顧問は取締役其他より會長推舉す

理事は委員中より會長選任す

委員は會員中より會長選任す

第七條 會長は本會を代表し會務を統理す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

理事は會長の旨を承け會務を處理す

委員は會長の旨を承け重要なる會務を協議す

第八條 役員及顧問の任期は二ケ年とし重任を妨げず

但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第九條 本會の經費は會社の負擔及寄附金其他を以て之に充つ

第十條 本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

昭和十三年十月二十日

以上

8. 三菱重工業株式會社○○○○○所産業報國會規約

1. 規約

第一條 本會は○○○○○所産業報國會と稱す

第二條 本會は舉所一體各其の職分を盡し産業報國の實を擧ぐることを以て目的とす

第三條 本會は當所所長以下全従業員を以て組織す

第四條 本會は第二條の目的を達成する爲左の事項を行ふ

- 一、産業報國精神の涵養に關する事項
- 二、意思疏通に關する事項（所定の職員懇話會並に工場委員會に依る）

三、互助親睦、慰安娛樂其の他に關する事項（所定の職員三菱俱樂部並に工場團體に依る）
四、其の他會長に於て適當と認むる事項

第五條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 若干名
- 一、委員 若干名
- 一、幹事 若干名

第六條 會長は所長之に當る

副會長は會員中より會長之を指命す

委員は會員中より會長の指名したる者、三菱俱樂部當所委員、工場委員會委員、工場團體長及同副團體長を以て之に充る

幹事は會員中より會長之を指名す

第七條 本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

附 則

本規約は昭和十三年十一月一日より之を施行す

ロ、三菱重工業株式会社 工場委員會規則

第一條 本會を〇〇〇〇〇〇〇〇所工場委員會と稱し三菱重工業株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇所内に設置す

第二條 本會は當所理事者と職工との意思の疏通を圖る爲作業能率、福利施設及雇傭に關する所内共通の事項に付所長の

諮問に答へ又は意見を開陳するものとす

第三條 本會委員は當所職工中より之を選出す

第四條 一箇年以上當會社に勤続せる年齢満二十歳以上の職工は委員の選舉資格を有す

第五條 二箇年以上當會社に勤続せる年齢満二十五歳以上の職工は委員の被選舉資格を有す但し選舉人名簿調製前二箇年以内に職工就業規則第六十四條但書又は第六十五條但書に依り處罰せられたる者は此の限に在らず

第六條 委員の數及選舉方法は所長の定むる所に依る

第七條 選舉に於て最多數の投票を得たる者を當選者とし次點者を以て順次補充員とす但し同點者間に於ては勤續期間長き者を探る

委員に缺員あるときは順次補充員を以て補缺す

第八條 委員の任期は二箇年とし選舉の日より之を起算す但し再選を妨げず

第九條 委員は左の各號の一に該當するときは委員たるの資格を喪失す

一、當所職工籍を去りたるとき

二、休業又は出張引續き六箇月以上に亘りたるとき

三、職工就業規則第六十四條但書又は第六十五條但書に依り處罰せられたるとき

第十條 本會に議長一名を置き會議を主宰せしむ

本會に議長代理者一名を置き議長事故あるときは之に代らしむ

議長及議長代理者は參與員中より所長之を指名す

第十一條 本會に參與員若干名を置き議事に參與せしむ

參與員は當所職員中より所長之を指名す

第十二條 本會に幹事若干名を置き議長に屬して處務を處理せしむ

幹事は當所職員中より所長之を指名す

第十三條 本會は所長之を招集し毎年二回通常會議を開くものとす

委員定數の三分の一以上の請求ありたるとき又は所長に於て必要ありと認めたるときは臨時會議を開くことを得

第十四條 本會は委員半數以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず但し特別の場合はこの限に在らず

第十五條 本會の招集は少なくとも七日前に會議の事項は少なくとも三日前に通知するものとす但し急を要する場合は此

の限に在らず

第十六條 委員は本會に議案を提出することを得

第十七條 本會に於て特に調査を要する事項に付ては特別委員會を設くることを得

第十八條 所長に於て必要ありと認めたるときは主任者の諮問に答へ又は意見を開陳する爲支會を設くることを得

第十九條 本則の解釋適用及選舉に關し疑義あるときは所長之を決す

附 則

第二十條 本則の改廢は本會に諮問の上所長之を決す

第二十一條 本則の細則は所長之を定む

第二十二條 本則は昭和十三年十月一日より之を施行す

八、三菱重工業株式會社 工場委員會規則施行細則

第一章 選 舉

第一條 委員の選舉は各選舉區毎に之を行ふ

選舉區は職場別に依る但し職工の數に依り適宜分合することあるべし

第二條 投票及開票に關する事務を處理せしむる爲選舉長及選舉管理者を置く 選舉長は當所職員中より所長之を指名す

選舉管理者は各選舉區所管の課若は係の長之に當る

第三條 勞務係長は隔年十月一日に於ける各選舉區所屬職工の選舉資格及被選舉資格を調査し同月二十日迄に各選舉區毎

に選舉人名簿正副二本を調製し直に其の副本を當該選舉區の選舉管理者に送付す

第四條 工場委員會規則第四條及第五條の勤続期間は曆に依り計算し入社の日より起算す

第五條 選舉人名簿には選舉人の所屬職名職札番號及氏名を記載し且被選舉資格ある者は之を附記す

第六條 選舉人名簿副本は十月二十一日より一週間關係者の閱覽に供す

第七條 選舉人名簿に誤謬又は脱漏あることを發見したる者は閱覽期間内に修正すべき事項を指示して之を勞務係長に申

立つることを得

第八條 勞務係長は前條の申立を正當なりと認めたるときは直に選舉人名簿正本を修正し且其の旨を申立人及關係者に通

知すべし

前項の通知を受けたる當該選舉管理者は直に副本を修正すべし

第九條 選舉人名簿は十月三十一日を以て確定す

第十一條 選舉人名簿は次の選舉人名簿確定の日迄之を据置くべし

第十一條 選舉の期日は所長之を定め少くとも十日前に之を告知す

第十二條 委員の選舉は左の二回の投票を以て之を行ふ

- 一、第一回の投票は各區に於て各職工資格別に其の區所定の候補者を選出するものとす
- 二、第二回投票は第一回投票の後五日以内に前號の候補者に於て其の區所定の委員を互選するものとす

投票は單記無記名とし一人一票に限る

第十三條 投票は當所作業定時間中に行ふものとす

第十四條 選舉人は選舉の當日投票所に到り選舉人名簿の對照を経て所定の投票用紙に自ら被選舉人一名の氏名を明記し之を所定の投票函に投入すべし

同一選舉區内に同一氏名の被選舉資格者二名以上あるときは所屬職名職札番號其他被選舉人を判別するに足る事項を附記すべし

投票には假名字を用ふることを得

第十五條 投票函は各投票所に之を設置す

第十六條 選舉管理者は選舉人中より立會人三名を指名し選舉の當日投票所に參會せしむべし

第十七條 投票終りたるときは選舉管理者は其の旨を選舉長に報告し其の指圖を受け立會人立會の上直に開票す

第十八條 選舉の當日出張中の者多數ある場合所長に於て必要と認めたるときは特別の方法を以て投票せしむることを得

第十九條 投票の効力は立會人の意見を聽き選舉管理者之を決定す

第二十條 左の投票は之を無効とす

一、成規の用紙を用ひざるもの

二、一投票中二名以上の被選舉人を記載したるもの

三、被選舉人の何人たるを確認し難きもの

四、被選舉資格なき者の氏名を記載したるもの

五、被選舉人の氏名以外の事項を記載したるもの但し第十四條第二項の場合又は敬稱の類を記入したるものは此の限に在らず

六、被選舉人の氏名を自書せざるもの

第二十一條 投票は有效無効を區別し選舉長に於て次回選舉迄之を保存すべし

第二十二條 選舉長は開票報告書を作成し當選者及補充員の氏名並に其の得票數を順次記載し之を所長に送付すべし

第二十三條 當選者及補充員の氏名並に得票數は所定の場所に掲示し其他適當の方法を以て之を告知す

第二十四條 選舉又は當選に關し異議ある者は當選發表の日より十日以内に書面を以て選舉管理者並に選舉長を経由し之を所長に申出づべし

第二章 會 議

第二十五條 所長は選舉終了後三十日以内に委員會を招集するものとす

第二十六條 委員より委員會の開會を請求せんとするときは其の日時議案及其の理由を具し文書を以て工場委員會規則第十三條第二項所定數の委員之に記名捺印し議長を経由して所長に提出するものとす

第二十七條 委員會の會期場所及時刻は會議毎に所長之を定む

第二十八條 委員の席次は選舉後の初會に於て抽籤を以て之を定む

補闕委員は前任者の席次に依る

第二十九條 委員缺席せんとするとき又は開議中着席若は退席せんとするときは議長に届出づることを要す

第三十條 議長は議事の順序を定め其の日の會議を開閉し議場の秩序を保持す

第三十一條 議案は其の理由を附し文書を以て少くとも會議の五日前に之を議長に提出することを要す但し工場委員會規則第十五條第一項但書及第二項の場合には此の限に在らず

委員より提出する議案は提出者の記名捺印を要す

第三十二條 本會の議事は出席委員の多數及少數意見を徴するものとす但し議事の進行に關する議事は過半數を以て之を

決す可否同敷なるときは議長の決する所に依る

第三十三條 特別委員は議長の名若は委員の互選に依り之を定む

特別委員會議長は委員若は參與中より議長之を指名す

第三十四條 特別委員定りたるときは議長は速に特別委員會を招集すべし

第三十五條 特別委員會は其の委員半数以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず

第三十六條 特別委員會の経過は特別委員會議長之を議長並に本委員會に報告す但し特別委員會議長故障あるときは他の委員代りて之を報告す

第三十七條 議長は必要と認めたるときは所長の許可を得て委員外の職工をして特別委員會に出席し意見を述べしむることを得

第三十八條 議長は所長の許可を得て特別委員會をして委員會閉會中と雖も調査を繼續せしむることを得

第三十九條 議長は幹事をして會議録を調製し必要の事項を記載せしむべし

第四十條 會議の経過は議長之を所長に報告す

第四十一條 會議の結果は機密に屬するもの外所内一般に之を告知す

第四十二條 委員は左の場合の外委員會内の言動に付委員會外に於て其の責に任ずることなし

一、猥に人身を攻撃し又は侮辱を加へたるとき

二、暴行脅迫其の他不穩と認むべき行為を爲したるとき

第四十三條 委員の職務遂行に關しては作業勤務に準じ手當を給與す

第三章 支 會

第四十四條 支會を設くるときは第十二條規定の候補者を以て支會委員に充つ

第四十五條 支會に議長及議長代理者各一名を置く支會議長及議長代理者は當該職員中より所長之を指名す

第四十六條 支會に參與員及幹事各若干名を置く支會參與員及幹事は當該職員中より主任者之を指名す

勞務係長又は其の代理者は支會參與員たるものとす

第四十七條 前三條に規定する外支會に付ては必要なる範圍内に於て本委員會に關する規定を準用するものとす

附 則

本細則は昭和十三年十月一日より之を施行す。

二、工場委員會に就いて

今回當所に工場委員會を設置することになりましたのは諸君と共に欣幸に堪えない所であります。

此の機會に本委員會の趣旨及目的を明にし組織其の他規定の大綱に就て説明し同時に之が運用上の希望を述べます。

一、本委員會の趣旨

工場委員會の趣旨は企業の發達に資する産業上の一組織であつて其の主たる目的は勞資双方の意思疏通を圖るに存するのであります。

今日のやうに複雑にして大仕掛な産業組織に於て従業員一同が圓滿に協力して事業の發展を圖るには相互の間に充分な理解と信頼とがなければなりません。各自が和親協力して夫れ夫れの持場に就くと云ふ事は何より大切な事でありまして當所理事者と諸君との意思の疏通を圖る爲本制度を創設した理由も茲に存するのであります。

二、本委員會の本質及職能

工場委員會は諮問機關でありまして決議機關とか執行機關とか言ふものではありません。諮問機關としたのは統一ある事業上の協力を完うする爲最も適切有效なる方法であると信ずるからであります。

又本委員會の職能としては主として生産能率に關する事項、職工諸子の福利増進及雇傭に關する事項とを擧げて居ります。即ち如何なる議題でも自由に論議して敢て差支ないと言ふのはありません。蓋し勞資は決して利害相反する對立的のものでなく結局兩者協力調和するにあらざれば事業の繁榮は期せられない。又従業員の福利増進も望み得られないのであります。而して此の協力調和は相互の理解意思の疎通を外にしては絶対に之を實現する途がありませんから苟も意思の疎通を阻害し延いては事業の繁榮を妨げ従業員の福利を害する惧ある非協調的態度方法は全然之を認めないのであります。従つて論議すべき問題も自ら制限が出て來る譯で例へば此の共存共榮の根本精神を没却するが如き空理空論或は我國の産業組織に於て明に實行不可能の問題等を協議しないのは勿論營業經理や職制人事の如き當所の經營管理に屬する事項は之が協議を認めない事は云ふ迄もありません。

三、本委員會の組織

工場委員會の構成は一元式を採用したので主要なる組織要素は職工の選出に係る委員であります。世間には同數の管理者側指名の委員を加へて二元式的要素から成り立つ複合の工場委員會を認むるものがない事もないが職工委員をして各自の意見を吐露せしむる爲には一元式を可と信するのであります。然し圓滿なる協議を爲し得る點に於ては二元式にも長所がありますから本會は主として職工委員のみを以て組織するも尙二元式の長所を認めて所長指名の參與員をして議事に參與せしむることとします。

四、選挙及被選挙資格

委員の選出には誰でも選挙し得る様にしたけれども選挙権と云ふことを慎重に考へ多少制限を附して一ケ年以上當會社に勤続せる満二十歳以上の定備職工なれば誰でも委員の選挙資格があることに成つて居ります。一ケ年以上勤続の者と定めたのは會社の實狀に通じ適當の委員を選出し得る爲には略一ケ年の在職を必要と考へたからであります。更に被選挙資格は勤続年限に於て一ケ年を増して二ケ年とし年齢を満二十五歳以上とします。之は委員に選ばれるとすると會議に列

席して議事に參加するのでありますから議事能力は選挙能力に比し更に一段の資格を必要と認めたからであります。

五、支會

支會は工場委員會に對し職場委員會とも稱すべきもので工場内一定の小區劃毎に設くる小委員會であります。年二回の本委員會のみでは到底充分に意思疎通の目的を達し難き虞あり。さりとて屢々臨時委員會を開くことも實際仲々行はれ難から小部分毎になるべく自由に時々會合の機會を與へんが爲め此の支會を設くることにしました。蓋し利害關係最も深き者の間に於ける接觸融合は生産能率の上にも最も大なる影響を及ぼすもので本委員會をして眞に其の効果を擧げしむるには支會運用の如何に俟つべきもの多しと言ふも過言ではありません。

六、運用上の希望

工場委員會の効果は一に今後の運用如何に懸つて居りまして其の要諦は各自の誠心誠意の外にはありません。縱令如何に立派な施設でも之に當る人にして誠意を缺んか管に其の目的を達すること不可能なるのみならず却つて弊害を招致することさへあります。各自克く此の意を體して選ぶ人は公正なる代表者を得る爲に其の一票を投じ又選ばれた人は誠心誠意工場委員會の効果を發揮するに努め又當所が吾國に於て産業上極めて重要な地位を占めて居りますことを自覺し此の際各自一層自重して本委員會の圓滿なる發展に資すると共に國家産業の發展に貢獻せられむ事を希望して已まない次第であります。

ホ、職員懇話會覺

- 一、當所に職員懇話會を置く
- 二、懇話會は相互の意思の疎通を圖るを以て目的とす
- 三、懇話會は座長一名及出席者を以て開催す

三菱重工業株式会社〇〇〇〇〇〇所

座長は所長又は副(部)長若は所管の長之に當る
出席者は所管の長の推薦に依り其の都度之を定む

四、懇話會は必要に應じ座長之を招集す

懇話會は順次各人出席し得る様開催の時期、方法及出席者の推薦に付適宜考慮するものとす

五、懇話會の運用上必要なる事項に付ては所長別に之を定む

附 則

本覺は昭和十三年十一月一日より之を施行す

本覺は雇員に付之を準用することを得

9、浦賀船渠株式會社産業報國會規約

設立趣意書

前戦の勇士も銃後の赤子も齊しく希望するは聖戰覇業の成る日であります。

未曾有の今次事變に際し我々が産業人として銃後第一線を確保するを得るのは光榮にして感激に堪へざる所でありまして此秋更に時局の重大性に鑑み聖戰の終局の目的達成、事變後に於ける國運の隆昌、産業の興進に協力一致滅私奉公の至誠を以て邁進するの決意を要するは言ふまでも無いことであります。

吾々浦賀船渠株式會社の役員、職員、傭員、工員は炳として輝く一君萬民の我國體の精華を欽仰して創業以來四十有餘年燦たる産業報國の使命を遂行する事を得ましたことは誠に御同慶の至りであります。

我社の從來の實績に徴しますに勞資一體の崇高なる精神は終始一貫したる經營の大方針となり全従業員の心底を流るる真心となつて居ります。

長期建設の大指針を示されたる今日、全國の産業人全員を一體となして産業報國の精神を普及徹底すると共にこの精神を具現し以て産業道義化の一大運動起るに當り我社社長、重役、従業員總てを一體となす浦賀船渠株式會社産業報國會をここに結成し皇國産業人の確固不動の信念を如實に宣揚すると共に皇國一家の理想の實現に邁進せんとするものであります。

昭和十三年十月十二日

綱 領

一、本會々員は建國の本義に基き各々其職分に恪遵し融合一體産業報國の實踐に努力し以て皇運扶翼の使命を完ふせむことを期す

一、本會々員は人格の向上、智徳の啓發に努め質實剛健の氣風を正養し技能を練磨し親睦相愛、共存共榮の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規 約

第一條 本會は浦賀船渠株式會社産業報國會と稱す

第二條 本會は浦賀船渠株式會社の社長以下役員、職員、傭員及工員の全員を以て組織し事務所を浦賀船渠株式會社浦賀工場内に置く

第三條 本會は綱領を體して會員相互の意志疏通を圖り事業の發展に協力し會員の福祉を増進し勞資一體産業報國の實を擧ぐるを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
- 一、能率増進、待遇、福利、共濟其の他の問題に就き意志疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項に關する懇談會の開催

- 一、教養、體育、衛生、共濟、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
- 一、其他本會の目的を達成する爲必要なる事項

第五條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、顧問 若干名
- 一、理事 若干名
- 一、委員 若干名

第六條 會長には當社々長、副會長には浦賀工場長之に當る

顧問は同取締役其他より會長推選す

理事は委員中より會長選任す

委員は委員中より會長選任す

第七條 會長は本會を本會を代表し會務を總理す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

理事は會長の旨を承け會務を處理す

委員は會長の旨を受け重要なる會務を協議す

第八條 理事の任期は二ケ年とす

但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第九條 本會の經費は會社の負擔及寄附金を以て之を支辨す

第十條 本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

10、岡本工業産業報國會規約

社 是

我等は和を第一とし各々其の分に從ひ表裏なき懸命なる努力に生く。

岡本工業産業報國會規約

第一條 本會は岡本工業産業報國會と稱す

第二條 本會は岡本工業株式會社の社長以下役員及従業員（垂井工場従業員を除く）を以て組織す

第三條 本會の事務所は之を本社内に置く

第四條 本會は綱領及社是を體して會員相互の意志疏通を圖り事業の發展に協力し會員の福祉を増進し勞資一體産業報國の精神を把握し之が實踐を期するを以て目的とす

第五條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
二、教養、能率増進、待遇、福利、共済、其の他の問題に付き意志疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項に關する懇談會の開催

三、教養、體育、衛生、共済慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
四、其の他本會の目的を達成する爲必要なる事項

第六條

本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 三名
- 一、委員 若干名（内十名を常任委員とす）
- 一、會計委員（常任）一名
- 一、幹事（常任）五名

顧問として本社顧問を推す

第七條

會長には社長を推す

副會長は會員中より會長之を指名す

委員は課長級全員其他は第十一條諸機關の役員會（之に準ずるもの）に於て各々其の機關の會（團、部、組合）員中（課長級以上を除く）より社員級二名三年以上勤続せる雇員工員級四名の委員候補者を選び之を會長に推し會長は右の候補者中社員級一雇員、工員級二の比を以て其の半数を委員に指名するものとす

常任委員は會員中より會長之を指名す

會計委員は會計課長とす

幹事は會員中より會長之を指名す

第八條

副會長以下役員任期は一年とし重任を妨げず但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第九條

會長は一切の會務を統轄す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは豫め會長の指名したる副會長其の職務を代理す

委員は會長の命を承け本會の事務を掌理す

會計理事は會長の命を承け本會の會計事務を掌理す

幹事は會長の命を承け本會の庶務を掌る

本會に書記二名を置く會員中より會長之を指命す

書記は役員命を承け本會の細務に従事す

第十條

意志疏通機關として本會に産業報國懇談會を置く

産業報國懇談會は本會役員を以て組織し會長を以て座長とす

議事は産業報國の精神を基調として第五條の二に掲ぐる事項に就き隔意なき懇談を遂げ相互の理解と協力とを實現し勞資一體産業報國の實を擧ぐるに努むるものとす

産業報國懇談會は概ね一箇月一回會長之を開催するを例とす

第十一條

第五條の事業を實行する爲既存の各機關は本會に於て總轄し左の通り之を置く

- 一、工業修養會 一、青年團 一、體育部
- 一、從業員共済會 一、愛國貯蓄組合 一、出征軍人後援會
- 一、安全委員會 一、能率研究會 一、防護分團

第十二條

左配機關は本會と常に緊密なる聯絡を保ち本會の目的達成に協力するものとす

一、岡本工業健康保険組合

一、私立岡本工業青年學校

第十三條 本會の事業遂行上必要ある場合には別に部會を設け又は特別委員を置くことを得

第十四條 本會の経費は會社に於て之を支辨す但し特別のものに對しては會員より會費を徴收することあるべし

第十五條 本規約に定むるものの外必要なる事項は會長之を定む

附 則

第十六條 本規約に改正の必要を生じたる場合は懇談會に諮り會長之を定む

第十七條 本規約は昭和十三年十一月五日より之を施行す

第十八條 垂井工場は本規約に準じ規約を作成し會長の承認を得て實施するものとす

II、カノエ産業報國會規約

趣 意

建國以來三千年、上は萬世一系の皇室を戴き、下は忠良なる臣民の愛國心に因り榮へ來つた國は世界比類を見ず我が帝國のみの最も誇りとする處であります。

斯の如き光輝ある歴史を有する我が帝國の未來永劫繁榮の策を講ずるは過去將來を通じて等しく其の時代に生くる國民の義務であります。

昭和の聖代に生を享ける我々も亦、國家百年の大計を建てねばなりません。

今や我が國は多事多端なる世界の大大勢に鑑み國防完備を最も必要とする秋であります。國防を完備ならしむるには國民

の生活を安定し、國家の經濟が充實せねばなりません。

然して國民の安寧福祉と國家經濟の充實は領土資源に恵まれざる我が國に於ては只專一に産業の發展、對外貿易の増進に邁進する外道がないのであります。危機を孕む諸列強國の間にありて、獨り我が國の國民が産業に對する關心を一日忘るゝならば一日、一年忘るゝならば一年、國防は諸國に比較して暫時遲滞し、更に五年忘るゝに於ては光輝ある三千年の歴史も遂に悲惨なる末期となるは國民齊しく周知のことであります。我々國民は宜しく此の重大性を認識し協力一致以て産業發展に意を傾注し、日本帝國の名譽を汚さざる様努力致さねばなりません。

幸にして我々は産業の第一線に従事し整然たる統整の下に國家の爲其の發展に努力しつゝあるのであります。我々は之を深く認識して如何なる苦境に直面しても周章狼狽することなく沈着に産業の將士としての事業一體協調の實力を持つて進み、強き愛國心と堅き信念に因り之を征服し、我等の勝利は即ち國家の勝利なることを自覺し堅實に一步々開拓の道へ進むべきであります。

以上の如く國家存続上最も重大なる任務を負へる産業事業主も産業従業員も精神を統一して國家隆盛を目指して協力一致し御奉公致さねばなりません。

此處に至つて産業事業主が徒らに私有財産にのみ盲進して産業發展を顧みざることあらば之こそ時代錯誤者にして斯かる事業家の下に働く従業員も亦同じ道を踏むことになるのであります。

時局打開の第一線に立つ産業事業主は先づ共存共榮の意味を以て堅實なる工場を建設して優秀なる國産品を造り、より以上の従業員を收容して之が幸福を圖り世界列強の産業に對照して遜色なき様努め、之を以て自己の終生の任務なりと確信するのが産業事業主の本分であります。

斯くしてこそ畏くも 天皇陛下に對し奉り至誠の御奉公が出来るのであります。

産業従業員も亦以上述べたる如き國家主義の事業家の下に其の心身を抛つて喜怒哀樂を共にして産業發展に全力を捧げ

ねばなりません。斯くすることが我々國民の義務であります。

要するに國家主義事業家の意の如く忠實に働くことに因つて従業員の仕事は爲し遂げられるのであります。然るに憂ふべきは近時我國の産業家の中には此の重大なる任務を忘れて只徒らに私利私慾のみ走り相反目して鬭争を續けつゝあるは實に國家將來の爲に暗涙を禁じ得ないのであります。事業一體が完全に提携してさへも現下の日本經濟狀態では兩者共に満足なる幸福に恵まれず困窮に喘ぎつゝあるにも拘らず、此の事業一體が自己の本分を忘れ、國家を忘れ、祖先を忘れ子孫を顧みず只目前の物質慾の爲に争ふならば其の結果得るところは疲勞と怨恨の外何ものもなく、國家産業は衰微し、随つて日本の國力も衰退するのであります。

我々は國家の浮沈を双肩に擔つてゐる以上、前述の如き一部の時代錯誤者の煽動に拘泥せず産業報國を主眼として信じ、朋友相助け、歩調を揃へて心身の鍛錬、技術の錬磨に盡力して帝國の産業發展に貢獻せねばなりません。

一、當工場の従業員は忠孝の道を全ふすべし

凡そ日本國民として 天皇陛下に忠義、親に孝行を盡すことは古今を通じて第一の美德であります。他人に先んじて忠臣となり、他人に一步進んで孝子たらんとするは國民の通有性であります。

我々は今此の正道に乗り常に一步進んだ忠孝の士であります。何故ならば現在國運隆盛の礎となる産業に従事して實直に精勵しつゝあるが故に國家としても最も必要な我等であります。我等は此の國家の要求に忠實に應じ産業發展に力を盡すことに因り忠孝の道を完ふ出来ることを忘れてはなりません。

二、當工場の従業員は信義を重んずべし

忠良なる臣民となり、善良な孝子たらんとするには善き行をなすこととあります。善行をなすにはお互に相信し、相助け和やかな氣持で働かねばなりません。そして人の長所を採つて自己の手本とし、人の短所はお互に矯正して、恰も車の

兩輪の如く正しい、軌道を脱線せざる様進まねばなりません。個人主義、利己主義の人は人を信ずることが出来ず、又人からも信用されず従つて指導、後援する人もなく遂には樂しかるべき人生を日蔭の花の如く淋しく味氣なく送らねばなりません。我等は主従、朋友相信し合つて和氣鬩々たる裡に富國の大道を一人たりとも落伍者なき様堅實に進むべきであります。

三、當工業の従業員は禮儀を厚くすべし

禮儀は其の人の人格の表現であります。主従相信し、朋友相助け合ふも美しき禮儀なくしては實を結ぶことは出来ません。「實の程に頭の下る稲穂かな」古歌にもある如く、如何に名士たりとも、如何に優秀なる技術備へたりと雖も禮儀を辨へぬ人は決して崇高なる人格者とは云へません。今後の社會は高潔なる人格と優秀なる技術と相伴つた者でなければ社會人として世に處することは出来ないであります。

我等は常に人を敬ひ、人を愛し、美しい眞情を以て禮儀正しく生活致さねばなりません。

四、當工場の従業員は質素を旨とすべし

我等産業報國同志は國家の礎となる重大なる任務を持つてゐることを自覺し質實剛健なる氣風を養ひ、かりそめにも浮華放縱に流れてはなりません。我々は素朴なる中にも亦、堅實なる歩を刻み、常に質素を旨として與へられたる職分を忠實に守り、表面にのみ華やかなる放縱なる生活を退けて、一步々理想の國家を建設せねばなりません。

然るに動々もすれば近代社會人の中には目前の華美に心を奪はれて輕薄なる行動をも敢て顧みず、遂には自業自得の爲に奈落の底に落ちて行く徒も少くありません。

我々はかゝる浮薄なる行動は斷乎として退け、質素にして且強固なる生活を致さねばなりません。

五、當工場の従業員は常に健康を保つべし

我等は國家の盛衰を双肩に賭けてゐるものでありますから常に健康でなければなりません。健全なる精神は健全なる肉體に宿る。輕き身に重き任務を背負つて立つ我々は身體病弱では、如何に意志強固なりと雖も之を支へて行くことは不能であります。

故に健康に良く注意し、暴飲暴食はもとより慎み、清潔衛生に心掛けて不攝生を避け、適宜の安眠をとりて明日の活動に備へ、強健なる體軀と強固なる精神を具備し、天真爛漫にして終生國家産業振興の爲に努力致さねばなりません。

規約

第一條 本會はカノエ産業報國會と稱す

第二條 本會の事務所は合名會社カノエ森田輕金屬製作所に置く

第三條 本會は合名會社カノエ森田輕金屬製作所の事業主、職員、従業員全員を以て組織す

第四條 本會は皇國産業の本義に基き事業一體産業報國會の實を擧ぐるを以て目的とす

第五條 本會員は左の信條を遵守すべし

一、會員は國體の本義に徹し産業の國家的使命を體し融合一體産業を通じて國に報ゆる覺悟を要す

二、會員は各々其の職分を守り信義禮節の念を篤くし誠實業務に服すべし

三、會員は心身を鍛錬し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努むべし

四、會員は技能を錬磨し能率の増進を計るべし

第六條 本會は第四條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

一、産業報國精神の普及徹底に關する事項

二、懇談會、茶話會其他意志疏通上有益と認むる事項

三、能率増進に關する事項

一、待遇に關する事項

二、福利、共済に關する事項

三、災害防止に關する事項

四、教育、修養、體育に關する事項

五、保健、衛生に關する事項

六、慰安、娛樂に關する事項

七、其他必要と認むる事項

第七條 本會は左の役員を置く

一、會長 一名

二、副會長 二名

三、幹事 若干名

四、會計 一名

五、書記 一名

六、顧問 若干名

第八條 會長は合名會社カノエ森田輕金屬製作所代表社員之に當る

副會長は會長之を指名す

幹事の半數は會長之を指名し他の半數は従業員之の互選による

會計及書記は會長之を指名す

顧問は會長之を囑託す

第九條 會長は會務を統理し本會を代表す

副會長は會長を補佐し會長事故ありたるときは其の職務を代理す

幹事は會長の旨を承け本會の事務を掌理す

會計及書記は會長の旨を承け本會の會計其の他一般の事務を處理す

顧問は本會の諮問に應じ必要と認むるときは自ら役員會に出席して意見を述べることを得

第十條 役員任期は一年とし重任を妨げず但し補缺者の任期は前任者の残任期間とす

第十一條 本會の機關は總會及役員會の二種とす

第十二條 總會は本會の最高申合機關にして役員會は總會より次期總會迄の間に於ける申合並執行機關とす

第十三條 役員會は會長、副會長及幹事を以て組織す

第十四條 役員會は會長之を召集す但し幹事三分の一以上より會議に附すべき事項を示して役員會召集の希望ありたるときは會長之を召集すべし

第十五條 定期總會は毎年一回之を開催す但し會長必要ありと認めたるときは臨時總會を開くことを得

第十六條 總會及役員會の議長は會長を以て之に充つ

第十七條 總會及役員會の議事は出席者の隔意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は逐次之を實行するものとす

第十八條 會長は必要に應じ會員を指名し役員會の議事に參與せしむることを得

第十九條 本會は必要に應じ専門部會を設置することを得

第二十條 本會は會費及寄附金に依り維持す

第二十一條 専門部會又は會計經理に關する事項其他本會運用上必要なる事項は別に之を定む

附 則

第廿二條 本規約の變更は會長豫め役員會の意見を徴し之を行ふ

第廿三條 本規約に定るもの外必要なる事項は會長之を定む

12、株式會社稻越鑄造所産業報國會規約

第一條 本會は株式會社稻越鑄造所産業報國會と稱す

第二條 本會は株式會社稻越鑄造所社長職員及全勞務者の全員を以て組織す

第三條 本會は綱領を體して會員相互の意思疏通を圖り事業の發展に協力し會員の福祉を増進し勞資一體産業報國の實を擧ぐるを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成するため左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養するため必要なる事項
- 二、能率増進、待遇、福利、共濟其の他の問題につき意志疏通の實を擧ぐるため必要なる事項に關する懇談會の開催
- 三、教養、體育、共濟、慰安等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項
- 四、其の他本會の目的を達成するため必要なる事項（詳細は稻和會規約に依る）

第五條 本會は左の役員を置く

- 一、會長
- 一、副會長

- 一、顧問 若干名
- 一、幹事 若干名
- 一、委員 若干名
- 一、書記 若干名
- 一、會計 若干名

第六條 會長は稻越鑄造所社長（副社長）之に當る副會長は會長之を指名す幹事の半數は職員中より會長之を指名し他の半數は從業員の推薦に係る從業員中より會長之を指名す但し從業の幹事數は其の半數を超ゆることを得、委員は從業員の推薦に係る從業員中より會長之を指名す

第七條 會長は會務を統理す、副會長は會長を輔佐し會長事故ある時は其の職務を代理す、幹事は會長の旨を承け本會の事務を掌理す、委員は會長の旨を承け幹事と共に本會の事務を掌理す、書記及會計は會長の旨を承け本會の會計其他一般事務を處理す、顧問は本會の諮問に應じ必要と認むるときは自ら役員會に出席して意見を述べることを得

第八條 役員任期は一年とし重任を妨げず、但補缺者の任期は前任者の残存期間とす

第九條 本會の機關は總會及役員會の二種とす、總會は本會の最高申合機關にして役員會は總會より次期總會迄の間に於ける申合並に執行機關とす

第十條 役員會は會長、副會長、幹事及委員を以て組織す

第十一條 役員會は毎月一回之を開催す、但幹事及委員の三分の一以上より會議に付すべき事項を示して役員會招集の希望ありたる時は會長之を招集すべし

第十二條 定期總會は毎年二回之を開催す、會長必要ありと認めたる時は臨時總會を開くことを得

第十三條 總會及役員會の議長は會長を以て之に充つ

第十四條 總會及役員會の議事は出席者の隔意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は逐次之を實行するものとす

第十五條 會長は必要に應じ會員を指名し役員會の議事に參與せしむることを得

第十六條 本會は必要に應じ分會又は専門部會を設置することを得

第十七條 本會は會費及寄附金等により之を維持す（稻和會規約に依る）

第十八條 分會は専門部會又は會計經理に關する事項其他本會運用上必要なる事項は別に之を定む

本會役員

顧問	石山賢吉	綾井	樹	稻越房吉	
會長	稻越兼房				
副會長	稻越孝一				
幹事	堀喜太郎	長谷川龍馬	清水喜四郎	丹羽半治	梅澤竹次郎
委員	赤澤銀次郎	大石末吉	鈴木庄三	市川銀次郎	三井茂一郎
	富川一二	土屋吉松	小出藤七		
會計	赤澤キヨ	小木鐵雄			
書記	市村武雄	宮崎翠俊雄			

安田松之助 吉田理平 高橋 伸
綱 領

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完ふせむことを期す

一、我等産業人は産業は資本經營勤勞三者の有機的に結合する一體なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り従業員の福祉を圖り従業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規 約

第一章 名稱及組織

第一條 本會はライオンズレイト産業報國會と稱し事務所をライオンズレイト株式會社内位置く

第二條 本會はライオンズレイト株式會社の事業主、職員、従業員を以て組織す

第二章 目的及事業

第三條 本會は綱領を體して會員相互の意志疏通を圖り事業一體産業報國の實を擧ぐるを以て目的とす

第四條 本會員は左の信條を遵守すべし

- 一、會員は國體の本義に徹し産業の國家的使命を體して融合一體産業を通じて國に報ゆるの覺悟を持す
- 一、會員は各々其職分を守り信義禮節の念を篤くし誠實業務に服す
- 一、會員は心身を鍛錬し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努む

第五條 本會は第三條の目的を達成するため左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項
- 一、能率増進、待遇、福利、共濟、其の他の問題に就き意思疏通上有益と認むる事項
- 一、教育、修養、體育、衛生、共濟、慰安、生活改善等に關し本會に於て行ふを適當と認むる事項
- 一、其他目的達成上必要と認むる事項

第三章 役員

第六條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、相談役 四名
- 一、理事長 一名
- 一、理事 若干名
- 一、會計 二名
- 一、書記 二名
- 一、顧問 若干名

第七條 會長は當會社經營代表者之に當る

相談役は職員及従業員中より會長之を指名す
理事長は會長之を指名す

理事は職長（組長、伍長及機長）の互選に依るもの、職長推薦に係る一般従業員中より會長の指名に依るもの及び職員中より會長之を指名するもの、三種とす

會計及び書記は會長之を指名す

顧問は會長之を囑託す

第八條 會長は會務を統理し本會を代表す

相談役は會長を輔佐し同時に理事たるものとす

理事長は會長を輔佐し理事會を代表す、會長事故あるときは其の職務を代理す

理事は本會の事務を掌理す

顧問は本會の諮問に應じ進言を爲し、必要ありと認むるときは會合に出席して意見を述べることを得

第九條 役員は任期は一ヶ年とし重任を妨げず、但し輔缺者の任期は前任者の殘期間とす

第四章 總會及理事會

第十條 本會に總會理事會及專門部會の機關を置く

第十一條 定時總會は毎年一回之を開催す、但し會長必要ありと認めたるときは臨時總會を開くことを得

第十二條 理事會は毎月一回を例會とし會長之を招集す

但し理事の三分の一以上より會議に付すべき事項を示して理事會招集の希望ありたるときは會長之を招集すべし

第十三條 總會及理事會の議長は會長又は理事長を以て之に充つ

第十四條 會議は出席者の隔意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は逐次之を實行するものとす

第十五條 會長は必要に應じ會員を指名して理事會の議事に參與せしむることを得

第五章 專門部會

第十六條 第五條の事業を執行する爲め理事會統轄の下に左の部門を置くことを得

一、勞資懇談會

一、教育修養部會

一、體育慰安部會

一、共濟會

一、業務研究部會

一、安全委員會

一、國民精神總動員實踐會

一、其他理事會に於て必要と認めたるもの

第十七條 各部會には主任及部會委員を置く

部會主任及部會委員は會長之を指名す

第十八條 各部會主任は當該部門に關する問題の處理、會合の開催、其他必要と認むる事項に就き上級役員に進言し、之

が連絡の下に其責に任ずるものとす

第六章 雜則

第十九條 本會の經費は會費及寄附金を以て之に充つ

第二十條 本會規約改正に付ては理事會の合意に依り總會の承認を受くるものとす

14、神島人造肥料株式會社 神島化學工業株式會社 神島工場産業報國會規約

第一章 名稱及事務所

第一條 本會は神島工場産業報國會と稱し事務所を神島工場内に置く

第二章 目的

第二條 本會は勞資の協調を基準とし會員相互の融和意思の疏通工場全般に互る施設の改善能率の高揚勞資双方の福利増進健康の保持及教育修養等を計り以て産業報國の實を揚ぐるを目的とす

第三章 事業

第三條 前項の目的を達する爲め左の事業を行ふ

- (一) 講演會及懇談會
- (二) 能率増進研究會
- (三) 工場各分科協議會
- (四) 報國貯金の獎勵會
- (五) 工場従業員の救濟會
- (六) 工場従業員の教育修養會
- (七) 工場従業員の待遇改善懇談會
- (八) 慰安、娛樂、福利其他必要と認むる事項

第四章 會員

第四條 本會の會員は神島人造肥料株式会社並神島化學工業株式会社の重役社員及職工とす

第五條 會員にして死亡又は退職せしものは自然退會とし會の名譽毀損或は會の目的に違反する行爲ありたる者は理事會の決議により退會せしむる事を得

第五章 役員

第六條 本會に左の役員を置く

會長	一名
副會長	一名
理事	一〇名 内三名を常務理事とす
評議員	二六名 内社員一三名、職工一三名
顧問	若干名

第七條 會長は神島工場長副會長は神島副工場長とす

理事は評議員中より互選す
社員五名 職工五名

評議員 社員側は社員に於て、職工側は職工に於て互選す
顧問 前記兩會社の重役全員

役員の任期は各二ヶ年とし六月一日を以て更新す

評議員及理事の選舉は役員の更新年度の五月中に行ふものとする
但し期間中缺員を生じたる時は二週間以内に其殘期間中補充す

第八條

會長は會務を總理し會議に參與し總會評議員會理事會及分科會の議長となる
副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代行す
理事は會務に従事す

常務理事は日常會務を處理し必要と認むる事項は理事會に於て審議し更に評議員會を開催審議す
評議員は評議員會に於て重要事項を審議す
顧問は本會の重要案件を指導するものとす

第六章 會 議

第九條 本會の會議を分ちて總會理事會評議員會及各種分科會とす

第十條 總會は毎年一回會長之を招集し前年度の施行事業を報告し本年度の豫定事業を審議せしむ

第十一條 理事會は定期に之を開會し左の事項を行ふ

- (一) 總會及評議員會に提出すべき事項の審議
- (二) 總會の決議に依る會務の處理
- (三) 各種の分科會の處理

第十二條 評議員會は毎月一回會長之を招集し必要事項を審議す但し評議員會は議員定數の二分の一以上出席するにあらざれば開會することを得ず

第十三條 各種分科會は各専門部門に亘り研究審議するものとす

分科會の決定事項は理事會に報告す

分科會員は必要に應じ會長之を命ずるものとす

第十四條 議事は總て出席者を以て審議すべきも決裁は議長に一任す

第七章 附 帶 事 業

第十五條 從來神島工場に於て施行せられたる報國貯金組合、工場安全委員會、工場防護團、防諜委員會、能率増進協議會は本會の設立と同時に附帶事業として本會に隸屬せしむ

第八章 附 則

第十六條 本規則に於て社員とは技師、技手、技手補、技術見習社員、準社員、助手、事務見習を云ふ

第十七條 本規則に於て職工とは一般職工及傭員を云ふ

但し六ヶ月以内の期間を定めて雇傭せらるゝ職工及日日雇入れらるる職夫は除外す

第十八條 分科會規則は別に之れを定む

第十九條 本規則は昭和十三年九月一日より之を實施す

15、帝國食品産業報國會規約

第一章 總 則

名 稱

第一條 本會は帝國食品産業報國會と稱す

目 的

第二條 本會は建國の本議に基き産業の國家的使命を體し事業の向上發展を期すると共に會員の親和及福祉の増進を圖り以て事業一體産業報國の實を擧ぐるを目的とす

組 織

第三條 本會は帝國食品株式會社の本社及東京第一、第二、第三工場所屬全員を以て組織す

第四條 本會の事務所は帝國食品株式會社本社内に置く

第五條 本會々員は左の信條を遵守すべし

- 一、會員は建國の本義に基き産業の國家的使命を體し融合一體産業を通して國に報ゆるの實を擧ぐべし
- 一、會員は各々其の職分を守り信義禮節の念を篤くし誠實業務に服すべし
- 一、會員は心身を鍛錬し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努むべし

一、會員は技能を練磨し能率の増進を計るべし

第二章 役員

第六條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、理事 三十名
- 一、會計 一名
- 一、書記 一名
- 一、顧問 若干名

第七條 會長は社長を副會長は常務取締役を推舉す、理事の半數は職員中より會長之を指名し他の半數は従業員の互選による 會計及書記は理事中より會長之を指名す

顧問は會長之を囑託す

第八條 會長は會務を統理し本會を代表す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは其の職務を代理す

理事は會長の旨を承け本會の會務を掌理す

會計及書記は會長の旨を受け本會の會計其他一般事務を處理す

顧問は本會の諮問に應じ必要と認むるときは自から役員會に出席して意見を述べることを得

第九條 役員は任期は會計年度を以て始め滿一ケ年とす

但滿期重任することを得

第十條 役員に缺員を生じたるときは直ちに補缺をなすものとす

但補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第三章 會議

第十一條 本會の機關は總會及役員會の二種とす

第十二條 總會は本會の最高申合機關にして役員會は總會より次期總會迄の間に於ける申合並執行機關とす

第一節 役員會

第十三條 役員會は毎月一回之を開催す

第十四條 役員會は會長副會長及理事を以て組織す

第十五條 役員會は會長之を招集す

但理事の三分の一以上より會議に付すべき事項を示して役員會招集の希望ありたるときは會長之を招集すべし

第十六條 役員會の議長は會長を以て之に充つ

第十七條 役員會の其の定數の半數以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

第十八條 役員會の議事は出席者の隔意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は遂次實行するものとす

第十九條 會長は必要に應じ會員を指名し役員會の議事に參與せしむることを得

第二節 總會

第二十條 本會は毎年一回總會を開く

但會長必要ありと認めたる時は臨時之を開くことを得

第四章 事業

第二十一條 本會は第二條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- 一、産業報國精神の普及徹底に關する事項
- 一、懇談會、茶話會其他意思疏通上有益と認むる事項
- 一、能率増進に關する事項
- 一、災害防止に關する事項
- 一、待遇に關する事項
- 一、福利共済に關する事項
- 一、教育修養體育に關する事項
- 一、保健衛生に關する事項
- 一、慰安娛樂に關する事項
- 一、其の他必要と認むる事項

第五章 經 濟

第二十二條 本會の經費は別に定むる處に依り帝國食品株式會社より受くる獎勵金を以て之に充つ

第二十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より始まり翌年三月末日に終る

第二十四條 重要なる支出を要するときは會長豫め役員會の意見を徴し之を行ふ

但緊急必要の場合は會長の指令に依り支出をなし次の役員會に報告をなすものとす

補 則

第二十五條 本會は必要に應じ分會又は専門部會を設置することを得

第二十六條 分會は専門部會及本會運用上必要なる事項は別に之を定む

第二十七條 本規約の變更及本規約に定むるものゝ外必要なる事項は會長豫め役員會の意見を徴し之を行ふものとす

第二十八條 本會々員は退職と同時に資格を喪失すべきものとす

第二十九條 本會解散の場合殘餘財産は適當に處分し尙殘餘あるときは會社に返戻するものとす

附 則

第三十條 本會は帝國食品株式會社より第一、第二、第三工場製品一貫匁に付金五厘也の獎勵金を受領し戻り品ありたる

場合は一貫匁に付金十錢也の賠償金を會社に支拂ふものとす

第三十一條 本會は昭和十三年十月十六日東京マルタイ會を解散に依り其の殘餘財産を引継ぎ實施するものとす

福利共済に關する細則

第一條 福利共済に關する事項は左の通りとす

- 一、年末生計費補助金支給
- 二、會員生計上の扶助貸付
- 三、罹災及病氣見舞金贈與
- 四、慶弔金の贈與
- 五、退職會員の餞別

第二條 本會は年末に於ける現在會員に對し年末生計費補助金を支給す

第三條 前條の補助金は會員の健康保険料負擔額を標準として支給す

第四條 本會々員にして不慮の災害、本人又は家族の病氣其の他生計上重大なる事故生じ不時の必要ありたるときは日常生活、状態を斟酌し無利子を以て貸金三ヶ月分を限度とし貸付をなす

第五條 前條の貸付を受けんとする者は使途を明確にし申込むべし

第六條 第四條の貸付を受けたる者は毎月支給さるゝ貸金又は其の他の收入より期限を定め月賦又は隨時返済をなすべし

第七條 本會々員又は其の家族にして不慮の災害又は重病に罹りたる者に對しては金五圓以上金三十圓迄を見舞金として贈與す

第八條

本會は左記規定に従ひ當事者又は役員の中告ありたる場合慶弔金を贈與す

- 一、會員結婚せしときは金五圓也、但滿一ケ年以上勤続のものたるを要す
- 二、會員及會員の妻出産せしときは金五圓也
- 三、會員入營のときは祝旗又は金五圓也
- 四、會員死亡のときは金十圓以上金三十圓迄
- 五、會員の夫又は妻死亡のときは金十圓也
- 六、會員の子女、及同居の父母死亡のときは金五圓也

第九條

在職滿一ケ年以上の會員圓滿退職のときは次に定むる餞別を贈與す

- 一、勤続一ケ年以上金二圓也
- 二、同 二ケ年以上金三圓也
- 三、以上一ケ年を加ふる毎に金一圓を加ふ

事業概目

帝國食品産業報國會規約第二十一條による本會の事業概目左の如し

- 一、出動將士の後援
- 一、愛國貯金
- 一、精神講話
- 一、衛生材料常備

- 一、ピンポン臺の備付
- 一、期節的茶菓の支給
- 一、ラヂオ及蓄音機の備付
- 一、祝祭日の参拜
- 一、會報の發行
- 一、映寫
- 一、毎年春秋二回の遠足

16、い志や足袋工場親交會規約

第一條 本會はい志や足袋工場親交會と稱し事務所、工場に置く

第二條 本會は工場内全員一致協力し産業報國の精神に基き其の普及徹底を計るものとし

第三條 前條の目的を達成する爲め毎月第三日曜日工場に於て委員會を開催す

- | | | |
|----------|------------|----------|
| (一) 能率増進 | (二) 待遇改善 | (三) 報國貯金 |
| (四) 保健衛生 | (五) 福利増進 | (六) 慰安娛樂 |
| (七) 教育修養 | (八) 出征軍人慰問 | (九) 其他 |
- 懇談協議し實行具現を圖るものとす

第四條 本會の委員は左の通りとし(任期は滿一ケ年とす)

- 一、委員長 一名 但し石井繁志を以て之れに充つ

一、委員

一、從業員（事務）三名 但し工場事務員の互選とす

二、從業員（工場）男五名、女八名 但し工場從業員の互選とす

第五條 各委員は委員會に於て時局に鑑み専ら産業報國の見地より隔意なき意見を述ぶるものとす

第六條 委員會に於て懇談協議したる事項は双方之れが實現を圖るものとす

第七條 本會の費用はい志や足袋株式會社の負擔とす

第八條 本規程は昭和十三年九月四日より實施す

17、人吉町産業報國會規約

綱領

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し人吉町全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせん事を期す

一、我等産業人は資本、經營、勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者至誠を以て經營指導の任に當り從業員の福祉を圖り從業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規約

第一條 本會は人吉町産業報國會と稱し事務所を〇〇〇〇〇内に置く

第二條 本會は人吉町所在各工場事業主職員及び勞務者の全員を以て組織す

第三條 本會は綱領を體して會員相互の意思疏通を圖り事業の發展に協力會員の福祉を増進し勞資一體産業報國の實を擧ぐるを目的とす

第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

一、産業報國勞資一體の精神を涵養する爲め必要な事項

二、能率増進、待遇、福利、共濟其の他の問題に就き意思疏通の實を掲ぐる爲め必要な事項に關する懇談會

三、教養、衛生、共濟、表彰、慰安等本會に於て行ふを適當とする事項

四、其他本會の目的を達成する爲め必要な事項

第五條 本會に左の役員を置く（但し役員は資格は本會々員たるに限る）

一、會長 一名

二、副會長 二名

三、委員 若干名

四、幹事 若干名

第六條 本會は必要に應じ顧問及び書記を囑託するものとす

第七條 會長、副會長は總會に於て選舉す

委員、幹事は會長の指名推薦とす

第八條 役員は任期は三年とし重任を妨げず

但し補缺者の任期は前任者の殘期間とす

第九條 本會は毎年一回適當の時機に於て總會す

但し期日方法等に就ては委員会に於て之を定むるものとす

第十條 本會の事業遂行上必要なる場合は役員會の決議又は申合せに依り別に専門部會を設け特別委員を置き調査研究の上役員會に諮ることを得

第十一條 本會の經費は本會の趣旨に賛同する有志の寄附金を以て充つ

第十二條 本規約運用上必要なる事項にして急を要する場合は會長、副會長の合議に依り行ふことを得

昭和十三年十一月三日

18、東京市電氣局産業報國會

イ、東京市電氣局産業報國會に關する市訓令

東京市訓令甲第百十八號

電 氣 局

東京市電氣局産業報國會に關する件左の通り定む

昭和十三年八月十八日

東京市長 小 橋 一 太

東京市電氣局産業報國會に關する件

第一條 東京市電氣局所屬の職員及傭員は其の従事する事業の公共的使命を體し之が改善、進展を期すると共に相互の親和及福祉の増進を圖り以て事業一體産業報國會の實を擧ぐるを目的として産業報國會を組織す

第二條 産業報國會に關する事務は電氣局労働課之を掌理す

第三條 本件施行に關し必要なる事項は産業報國會をして別に之を定めしむ

附 則

本訓令は昭和十三年八月十八日より之を施行す

ロ、東京市電氣局産業報國會規約

第一章 總 則

第一條 東京市電氣局報國會は東京市電氣局事業の公共的使命を體し之が改善進展を期すると共に會員の親和及福祉の増進を圖り以て事業一體産業報國會の實を擧ぐるを目的とす

第二條 本會は東京市電氣局所屬全員を以て之を組織す

第三條 本會の事務所は之を東京市電氣局内に置く

第四條 本會々員は左の信條を遵守すべし

- 一、會員は建國の本義に基き融合一體勤勞以て國に報ゆるの實を擧ぐべし
- 一、會員は公共事業従事員たるの職分に恪遵し誠實業務に服すべし
- 一、會員は紀律を守り信義禮節の念を篤くすべし
- 一、會員は心身を鍛錬し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努むべし
- 一、會員は技能を練磨し能率の増進を計るべし

第二章 役 員

第五條 本會に左の役員を置く

會 長 一 名

副會長 二名
理事 八名
會計理事 一名
參事 四十名

第六條 會長には局長を、副會長には運輸部長及電燈部長を推す

理事及會計理事は參事中より會長之を指名す

第七條 參事は左に掲ぐる者の中より會長之を指名す

一、分會長

二、共済組合部會委員及健康保險組合會議員

三、其の他會員中適當と認むる者

第八條 理事、會計理事及參事の任期は之を一年とす

前項の役員に闕員を生じたるときは三十日以内に之を補闕し其の任期は前任者の殘任期間とす

第九條 會長は會務を統理し本會を代表す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは豫め會長の指名したる副會長其の職務を代理す

理事は會長の旨を承け本會の事務を掌理す

會計理事は會長の旨を承け本會の會計事務を掌理す

第三章 會 議

第一節 役員會

第十條 本會に役員會を置く

役員會は會長、副會長及參事を以て之を組織す

第十一條 役員會は會長之を招集す

參事定數の三分の一以上より會議に付すべき事項を示して役員會招集の請求ありたるときは會長之を招集すべし

第十二條 役員會は産業報國の目的を達成する爲左に掲ぐる事項を調査審議す

- 一、能率増進に關する事項
- 二、待遇福利に關する事項
- 三、災害防止に關する事項
- 四、教育修養に關する事項
- 五、保健衛生に關する事項
- 六、體育に關する事項
- 七、趣味娛樂に關する事項
- 八、豫算決算
- 九、分會より提出されたる意見
- 十、其の他會長に於て必要と認むる事項

第十三條 役員會の議長は會長を以て之に充つ

第十四條 役員會は其の定數の半數以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

第十五條 役員會の議事は出席者の同意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は逐次實行するものとす

第十六條 議長必要ありと認むるときは事案に關係ある役員のみ會議を開くことを得

第十七條 會長は會員を指名し役員會の議事に參與せしむることを得

第十八條 役員會に書記二名を置く會員中より會長之を指名す

書記は役員會の庶務に従事す

第二節 總 會

第十九條 本會は毎年一回總會を開く但し會長必要ありと認むるときは臨時に之を開くことを得

第四章 事 業

第二十條 本會の事業概目左の如し

- 一、出動將士の後援
- 二、愛國貯金
- 三、祝祭儀
- 四、講演會
- 五、講習會
- 六、展覽會
- 七、體育會
- 八、演藝音樂會
- 九、文藝會
- 十、園藝會
- 十一、娛樂會
- 十二、映寫會
- 十三、其他目的達成に必要な事業

第二十一條 本會は別に定むる所に依り前條の事業に必要な費用を會費として納入せしむることあるべし

第五章 分 會

第二十二條 本會に分會を設く

分會は各課、院、車輛工場及各營業所毎に所屬會員を以て之を組織す

第二十三條 分會に左の役員を置く

- | | |
|------|-------|
| 分會長 | 一 名 |
| 幹 事 | 六 名 |
| 會計幹事 | 一 名 |
| 總 代 | 二十名以内 |

第二十四條 分會長は當該課、院長、車輛工場長又は營業所長を以て之に充つ

幹事及會計幹事は總代中より分會長の推薦に依り會長之を指名す

第二十五條 總代は左に掲ぐる者の中より分會の推薦に依り會長之を指名す

- 一、主 任
- 一、共濟組合部會委員及健康保險組合會議員
- 三、其他所屬會員中適當と認むる者

第二十六條 第八章の規定は幹事、會計幹事及總代に付之を準用す

第二十七條 分會長は分會の事務を統轄し分會を代表す

幹事は分會長の旨を承け分會の事務を掌理し分會長事故あるときは豫め分會長の指名したる幹事其の職務を代理す

會計幹事は分會長の旨を承け分會の會計事務を掌理す
第二十八條 分會に總代會を置く

總代會は分會長及總代を以て之を組織す

第二十九條 總代會は分會長之を招集す

第三十條 總代會の議長は分會長を以て之に充つ

第三十一條 總代會の審議決定したる事項中其の重要なるものは之を會長に報告すべし

第三十二條 總代會の調査審議すべき事項、會議、參與及書記に付ては役員會に關する規定を準用す

附 則

第三十三條 本規約の變更は會長豫め役員會の意見を徴し之を行ふ

第三十四條 本規約に定むるものの外必要なる事項は會長之を定む

産業報國聯盟創立趣意書

今や我國は未曾有の歴史的轉換期に際會し、國家内外の情勢また眞に重大を極め、日本國民たるの使命は容易ならざるものがある。斯かる非常の難局に方りては、舉國一體國家の總力を擧げてこれが措置に遺憾なきを期すべきは勿論、特に産業労働問題の重要性に鑑み、これが萬全の方策を講ずることは喫緊の急務である。

曩に財團法人協調會は時局對策委員會を設置し、戰時戰後の重要對策の一として、勞資關係指導精神の確立、並にその普及及宣揚に關する諸方策を得たのである。右委員會の決議に基き、官民朝野の協力の下に、茲に産業報國聯盟を創立し、全産業人に對し産業報國の精神を普及徹底すると共に、この精神を具現すべき組織を整備し、以て産業道義化運動に邁進せんとするものである。

惟ふに光輝ある日本の歴史は皇室を中心とし、皇國一家の理想を根柢として萬邦に比類なき國體を傳へてゐる。即ち我が國は一君の下萬民相率ひて奉公の誠を效し、聖澤遍く蒼生を濕して赤子のその處を得ざる者なきを以て理想とする。されば皇國の産業に於ては勞資の對立もなければ、各事業者間の抗爭も存在しない。勞資一體、全産業人一體となつて、國運の進展に資するを以て第一義とすべく、斯くして始めて産業の發展と國民の厚生を期することができる。凡て産業に従事する者は、陛下の赤子として

忠實にその職分を完うし、事業者は至誠以て経営指導に任じ従業員の福祉を圖り、従業員は精勵刻苦技術を練磨し、協心戮力以て事業の發展に貢獻しなければならぬ。

若し全産業人が齊しく思を國體の本義に潜め、皇國産業人たるの自覺を以て産業報國の誠を盡すならば、期せずして産業の平和は確保せられ、産業に家族的親和の情は横溢し、産業の發展と國民の厚生とは自ら達成し得るのである。

皇國三千年の歴史は燦然として我等日本國民の頭上に輝いてゐる。明治維新以來七十年の躍進はまさに世界の驚異である。肇國の大精神明治維新の大氣魄は脈々として我等の血管を流れつゝある。この大精神大氣魄を父祖に受け継いだ昭和日本一億の同胞は、如何なる難局に遭遇しようとも、之を打開し克服し得ないことは絶対にあり得ないのである。

庶幾くば大方の士、本聯盟の趣旨に賛同し、その事業に協力せられんことを。

イ、綱 領

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運の扶翼の使命を完うせぬことを期す

一、我等産業人は産業は資本經營勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者は至誠を以て

經營指導の任に當り従業員の福祉を圖り従業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

ロ、規 約

第一條 本聯盟は産業報國聯盟と稱す

第二條 本聯盟は本聯盟の綱領に基き産業報國の精神を全産業人に普及徹底し其の實を擧ぐることを以て目的とす

第三條 右の目的を達する爲め本聯盟は各事業場内に産業報國勞資一體の精神を發揚する爲めの産業報國會又は之に準ずる機關の創設整備を勸奨し其の他本聯盟の使命を達成するに必要な事業を行ふものとす

第四條 本聯盟は左の團體を以て構成す

一、加盟團體 産業報國會又は之に準ずる機關

二、贊助團體 本聯盟の精神に共鳴し其の事業に協力する團體

第五條 本聯盟に左の役員を置く

會長	一名
顧問	若干名
理事長	一名
理事	若干名(内常務若干名)
評議員	若干名

391
33

第六條 本聯盟の本部を東京市に置き事務所を財團法人協調會内に置く
地方樞要の地に支部を置くことを得
第七條 本聯盟の經費に關しては別に之を定む

産業報國聯盟役員

顧問	厚生大臣 侯爵 木戸 幸一	理事 (イロハ順)	内務省警保局長 本間 精
	内務大臣 末次 信正		協調會常務理事 蒲生 俊
	文部大臣 男爵 荒木 貞夫		内閣情報部長 横溝 光
	商工大臣 池田 成彬		厚生省労働局長 成田 一
	協調會 副會長 水野 鍊太郎		協調會常務理事 岡保 太郎
	男爵 郷 誠之助		陸軍少將 松本 勇平
理事長	河原田 稼吉		協調會常務理事 町田 辰次
貴族院議員			衆議院議員 三輪 壽之助
			全國産業團體聯合會 常務理事 膳 壯郎

昭和十三年十二月一日 印刷
昭和十三年十二月五日 發行

定價貳拾錢

編輯人 脇坂 健次
印刷人 東京市芝區新橋三丁目二十番地 西脇 勝太
印刷所 東京市芝區新橋三丁目二十番地 更生社

發行所

東京市芝區芝公園六號地協調會内
産業報國聯盟

電話芝(43)自一一三六番
至一一三六番



終